

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

令和2. 3. 25 制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員選任・解任委員会委員、定款第32条及び第33条に定める委員会委員及びこれに準ずる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

(1) 常勤役員については、別表1のとおり報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、その職務のため、会議に出席したとき、又は会長の依頼により会務のため旅行したときは、別表2のとおり報酬を支給する。

2 前項に関わらず、会長については、別表3のとおり報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 常勤役員については、事務局職員給与規程第8条の規定に準じて通勤手当を支給し、職務のため出張したときは、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

2 非常勤役員等がその職務のため、会議に出席したとき、又は会長の依頼により会務のため旅行したときは、別に定める役職員等の旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

3 前項に関わらず会長については、原則として旅費を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は本人の指定する金融機関口座への振り込みをもって支給する。ただし、本人の希望等により、やむを得ない事情がある場合は、通貨をもって支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年3月25日に制定し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1	常勤役員の報酬
	年額 7,000,000 円以内

別表 2	非常勤役員等の報酬
	日額 5,500 円

別表 3	会長の報酬
	月額 50,000 円